

まちなか商店リニューアル補助金 ～申請から補助金の交付まで～

① 申請(申請者→本庁商工振興課)

【申請期間】 **令和8年4月1日(水)～4月14日(火)**

【提出先】 以下の①～③の方法で受付を行います。

- ① インターネット：市HPから申請いただけます。
- ② 郵送：郵送先 〒370-8501 高崎市高松町35番地1 高崎市役所商工振興課 宛
まちなか商店リニューアル助成事業書類在中と封筒に記載ください。
※4月14日(火)必着
- ③ 窓口：本庁商工振興課(13F)※本庁、支所とも土、日、祝日を除く
各支所(倉渕支所地域振興課、箕郷支所産業課、群馬支所地域振興課、新町支所地域振興課、榛名支所産業観光課、吉井支所産業課)※申請の受付のみ

電子申請は
市HPから



② 審査⇒交付決定(本庁商工振興課→申請者) **交付決定後の補助金の増額は認められません。**

申請内容や助成を受けた回数などを審査し、交付の可否を決定します。
申請書類の審査完了後、申請者に通知します。
必要に応じて現地調査を行います。

③ 改装等の着工・備品の購入

※ 補助金の交付決定を受けてから着工(購入)してください。
交付決定前に着工した工事、また購入した備品は交付対象になりません。

④ 変更申請(申請者→本庁商工振興課)

申請内容に変更が生じる場合は事前に変更申請書の提出が必要です。
変更手続きをしていない場合、補助金の交付ができなくなる場合があります。

⑤実績報告(申請者→本庁商工振興課) **※リニューアル完了から30日以内または令和9年2月末まで**

工事完了後、施工業者への代金の支払いが済みましたら、まちなか商店リニューアル助成事業補助金実績報告書に記入し、必要書類を添えて提出してください。

⑥審査⇒補助金交付(本庁商工振興課→申請者)

報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った後、指定の口座に補助金を振り込みます。

— 問い合わせ先(平日 8時30分～17時15分) —

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1 高崎市役所商工振興課商業振興担当(高崎市役所 13 階)
直 通:027-321-1256
F A X:027-325-4879
E-mail:shoukou@city.takasaki.gunma.jp

※飲食店衛生向上リニューアルは保健医療部生活衛生課食品衛生担当(027-381-6116)まで

高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金の概要

高崎市は、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が「店舗等の改装」や「専ら店舗等で使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1を補助します。

項目	内 容
対 象 者	<p>●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人の設立・異動届出書を提出している法人(※宗教学法人は除く)で次のいずれかに該当する人(賃貸契約締結済みで、これから営業を開始しようとしている人を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 店舗等を自ら営業している人。 ② 店舗等を借りて営業している人。 ③ 店舗等を所有している人(対象業種のテナントが入居していて、外装工事のみ対象)。 ④ チェーン店・フランチャイズ店を営業している人(市内に本店がある場合に限る)。 ⑤ フランチャイズ店を営業している人(自己資金で改装を実施する場合に限る)。 <p>●下記のいずれかに該当する個人や法人は申請できません</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高崎市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当する人。 ② 食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反している人。 ③ <u>申請日時点</u>で市税の滞納がある人。
対 象 業 種	<p>小売業、飲食サービス業、理美容業、宿泊業(民泊事業を除く)を営む市内の来客型の店舗となります。 <u>上記以外の対象業種・条件については、商工振興課までお問い合わせください。</u></p>
対 象 工 事 等	<p>市内で対象工事や備品販売を営む施工業者及び販売業者(高崎市に住民登録がある個人事業主や、高崎市に法人の設立・異動届出書を提出している法人)を利用し、店舗等を改善するための改装工事や、専ら店舗等で使用する備品の購入を対象とします。 ※建物の新築工事に附随する場合、申請日時点で完了検査が終了していること。</p>
補助金額 補助限度額	<p>工事や備品購入にかかった費用(税抜き)の2分の1を助成します。 1店舗当たりの補助金は、100万円が上限となります。 工事・備品購入金額の下限はありませんが、備品は1品1万円以上のものとなります。 ※一年度当たりに申請できるのは1店舗1回限りとさせていただきます。 ※申請は店舗ごとで、過去に助成を受けた店舗でも3回目までの利用が可能です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付決定前の工事着工・備品購入(事前着工)は対象外となります。 ● 他の補助制度の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 ● 必要に応じて現地調査を行います。 ● 新規オープンの場合、実績報告時までにオープンできないと、交付決定を取り消す(補助金を交付できない)場合がありますので、ご注意ください。 ● 改装等に際し、建築基準法(建築指導課)や都市計画法(都市計画課)等の関係法令も事前にご確認ください。 ● 交付決定後の申請者都合による交付決定後の取り下げは、他の申請者の審査状況等に影響しますので、入念な事業計画のもと申請してください。

